

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について  
藤沢市教育委員会事務局組織等規則を次のように改正する。

2016年（平成28年）3月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2016年（平成28年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程の制定に伴い、学務保健課の分掌事務の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 小 竹 伊 津 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条学務保健課の分掌事務中第13号を第14号とし，第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ，同分掌事務第6号中「健康診断及び福利厚生」を「福利厚生に関すること。」に改め，同号を同分掌事務第7号とし，同分掌事務中第5号の次に次の1号を加える。

(6) 県費負担教職員の安全衛生に関すること。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学務保健課</p> <p>(1) 学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の就学援助に関すること。</p> <p>(3) 通学区域の設定及び改廃</p> <p>(4) 学級編制に関すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員の服務及び人事の内申</p> <p><u>(6) 県費負担教職員の安全衛生に関すること。</u></p> <p><u>(7) 県費負担教職員の福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>(8) 学校保健及び学校安全の管理及び指導に関すること。</u></p> <p><u>(9) 児童及び生徒の事故措置</u></p> <p><u>(10) 学校保健及び学校安全の各種行事及び研修に関すること。</u></p> <p><u>(11) 学校保健及び学校安全の調査及び統計に関すること。</u></p> <p><u>(12) 就学時健康診断並びに児童及び生徒の健康診断に関すること。</u></p> <p><u>(13) 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</u></p> <p><u>(14) 学校保健会に関すること。</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学務保健課</p> <p>(1) 学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の就学援助に関すること。</p> <p>(3) 通学区域の設定及び改廃</p> <p>(4) 学級編制に関すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員の服務及び人事の内申</p> <p><u>(6) 県費負担教職員の健康診断及び福利厚生</u></p> <p><u>(7) 学校保健及び学校安全の管理及び指導に関すること。</u></p> <p><u>(8) 児童及び生徒の事故措置</u></p> <p><u>(9) 学校保健及び学校安全の各種行事及び研修に関すること。</u></p> <p><u>(10) 学校保健及び学校安全の調査及び統計に関すること。</u></p> <p><u>(11) 就学時健康診断並びに児童及び生徒の健康診断に関すること。</u></p> <p><u>(12) 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</u></p> <p><u>(13) 学校保健会に関すること。</u></p>